

申請は2月15日(木)までに

結婚新生活支援事業

新婚さんの新生活を応援します



市では、新婚世帯の新居の住居費・引越し費用の補助を行います。

☎地域創生推進課(東庁舎) ☎71・2316 ☎72・2000

■対象世帯

次の①～⑥の全てに当てはまる世帯

- ①平成29年1月31日～平成30年2月28日までに婚姻届を提出し受理されていること
- ②平成28年中の夫婦の所得を合算した金額が340万円未満である世帯(貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額)
- ③平成29年1月1日～平成30年2月28日までの間に結婚を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その購入・賃借した住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること

- ④市の公的制度による家賃補助を受けていないこと
- ⑤過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと
- ⑥市税を滞納していないこと

■補助額

1世帯あたり18万円を上限

■対象経費

【住居費】物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

【引越し費用】引越し業者や運送業者に支払った実費 ※予算がなくなり次第、受付を終了します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

人権シリーズ

ストップ児童虐待 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は、保護者が子どもの体や心を傷つけ、心身の健やかな成長に重大な影響を与える深刻な人権侵害です。

湖南市が把握している虐待を受けた児童数は、平成28年度396人で、年々増加しています。内訳としては心理的虐待が一番多く、次にネグレクト(育児放棄)、身体的虐待、性的虐待の順になっています。

「たすけてー」のサインを見逃さないで

児童虐待は多くの場合、子どもや保護者から「たすけてサイン」が発信されています。

△子どもからサインの例▽

- ・頻繁に長時間泣き叫ぶ
- ・不自然なあざ・やけど、打撲がある
- ・衣類や身体が極端に不潔
- △保護者からサインの例▽
- ・イライラし、子どもを大声で怒鳴る
- ・子どもの話を聞かず、親

の一方的な考えを押し付ける

・表情がなく、活気がない
これらのサインを見逃さず、「虐待かも」「心配だ」と思ったらずぐ連絡してください。子どもの安全を最優先に、関係機関と連携しながら支援します。内容、連絡者などに関する情報については秘密は守られますし、虐待でなかったとしても、連絡した人が責任を問われることはありません(匿名での連絡も可)。

子育てに悩んでいる人へ

子育ては喜びや楽しみだけでなく、泣きやまなくて、辛く感じることもあるとあります。また、子どもの成長過程では、イヤイヤ期や思春期などもあります。子育てについて、ひとりで苦しみ、悩みを抱えないで、家族や友達など身近な人や、次の相談・連絡先に相談してください。一緒に子

育てについて考えていきましよう。

相談・連絡先

- ・子育て支援課家庭児童相談室(東庁舎)
☎71・2345
- ・県中央子ども家庭相談センター
☎077・562・1121
☎077・565・7235
- ★夜間・休日など24時間対応ダイヤル
・県児童虐待ホットライン
☎077・562・8996
- ・児童相談所全国共通ダイヤル
短縮ダイヤル189(いちやく)(所轄の児童相談所に転送します。)

《今月は子育て支援課が担当しました。》



オレンジリボンには、子どもを虐待から守るメッセージが込められています。

